

平成〇〇年〇月

144-8621  
東京都大田区蒲田丁目 13 番 14 号  
株式会社 大田製作所  
ID 番号：00000

大田区環境対策課

## 化学物質使用状況及び現況の報告について

日頃から環境行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大田区では、災害発生等の際に工場と区が協力して迅速に対応し被害拡大を防止するための危機管理対策を進めています。このため、環境確保条例で定める適正管理化学物質の使用状況と、代表者及び連絡先等を確認させていただくことになりました。

お手数をお掛けいたしますが、以下の①、②を確認の上、本文書到着後 2 週間以内にご報告願います。

ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

①裏面「化学物質使用状況及び現況報告書」の記入。

②FAX による①の報告(窓口、郵送でも受付けています)。

※報告後に工場の調査を予定しています。

また「認可工場ステッカー」を後日郵送予定です。

ご不明な点等ございましたら、以下の問合せ先までご連絡ください。その際お手数ですが、貴工場の宛名下にございます5桁の「ID 番号」をお申し出ください。

この書類は平成 30 年 12 月 28 日現在のデータを基に作成しています。この作成日以降に廃止等の手続きをされた場合には何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

(問合せ先)

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 (大田区役所本庁舎 8 階)  
環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当  
TEL 03-5744-1369 FAX 03-5744-1532

この用紙に必要事項を記載の上、  
「FAX 宛先：03-5744-1532」へ送信して下さい。



# 化学物質使用状況及び現況報告書

ID 番号： 00000

◎ 以下の化学物質を現在使用していれば○印、使用していなければ×印を記入して下さい。

化学物質	使用の有無
1 アクロレイン	
2 アセトン	
3 イソアミルアルコール	
4 イソプロピルアルコール	
5 エチレン	
6 塩化スルホン酸	
7 塩化ビニルモノマー	
8 塩酸	
9 塩素	
10 カドミウム及びその化合物	
11 キシレン	
12 クロム及び三価クロム化合物	
13 六価クロム化合物	
14 クロルピクリン	
15 クロロホルム	
16 酢酸エチル	
17 酢酸ブチル	
18 酢酸メチル	
19 酸化エチレン	
20 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く)	
21 四塩化炭素	
22 1, 2-ジクロロエタン	
23 1, 1-ジクロロエチレン	
24 1, 2-ジクロロエチレン	
25 1, 3-ジクロロプロペン	
26 ジクロロメタン	
27 シマジン	
28 臭化メチル	
29 硝酸	

化学物質	使用の有無
30 水銀及びその化合物	
31 スチレン	
32 セレン及びその化合物	
33 チウラム	
34 チオベンカルブ	
35 テトラクロロエチレン	
36 1, 1, 1-トリクロロエタン	
37 1, 1, 2-トリクロロエタン	
38 トリクロロエチレン	
39 トルエン	
40 鉛及びその化合物	
41 ニッケル	
42 ニッケル化合物	
43 二硫化炭素	
44 砒素及びその無機化合物	
45 PCB	
46 ピリジン	
47 フェノール	
48 ふっ化水素及びその水溶性塩	
49 ヘキサン	
50 ベンゼン	
51 ホルムアルデヒド	
52 マンガン及びその化合物	
53 メタノール	
54 メチルイソブチルケトン	
55 メチルエチルケトン	
56 有機リン化合物 (EPN)	
57 硫酸	
58 ほう素及びその化合物	
59 1, 4-ジオキサン	

◎ 以下の項目について変更があれば、二重線で訂正をお願いします。

工場名称	株式会社 大田製作所 蒲田工場
工場経営者名 (法人にあっては、 法人名及び代表者名)	株式会社 大田製作所 代表取締役 大田 太郎
経営者住所 (法人にあっては、 法人所在地)	144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
工場連絡先 (電話番号)	57441369

『御社記載者名』  
(ご担当者名)

# 《 参 考 》

## • 化学物質使用有無の確認方法について

化学物質使用有無の確認方法を簡単に説明いたします。

- ① まず、化学物質を使用している材料（塗料・洗浄剤等）を確認します。
- ② 次に、材料について含有成分名をSDS（メーカー等製造業者から入手できます）で確認します。※SDS=安全データシート
- ③ 「化学物質使用状況及び現況報告書」に記載されている化学物質と照合し、使用の有無を記載して下さい。

## • 「化学物質使用状況及び現況報告書」の記入例

以下（１）～（３）の記載をお願い致します。

(1) 現在使用していれば○印、  
現在使用していなければ×印、  
を記入して下さい。

(2) 現状と合っているかを確認してください。訂正があれば、訂正部分に二重線を引き、正しい内容を余白に記入して下さい。  
注：経営者住所は法人所在地となります。必ずしも工場所在地とは一致しませんのでご注意ください。

記入例(見本です)

この用紙に必要な事項を記載の上、  
「FAX宛先：03-5744-1532」へ送信して下さい。

### 化学物質使用状況及び現況報告書

ID番号：00000

◎ 以下の化学物質を現在使用していれば○印、使用していなければ×印を記入して下さい。

化学物質		使用の有無	化学物質		使用の有無
1	アクロレイン	×	30	水銀及びその化合物	×
2	アセトン	×	31	スチレン	×
3	イソアミルアルコール	×	32	セレン及びその化合物	×
4	イソプロピルアルコール	○	33	チウラム	×
5	エチレン	×	34	チオベンカルブ	×
6	塩化スルホン酸	×	35	テトラクロロエチレン	×
7	塩化ビニルモノマー	×	36	1, 1, 1-トリクロロエタン	×
8	塩酸	×	37	1, 1, 2-トリクロロエタン	×
9	塩素	×	38	トリクロロエチレン	×
10	カドミウム及びその化合物	×	39	トルエン	○
11	キシレン	○	40	鉛及びその化合物	×
12	クロム及び三価クロム化合物	×	41	ニッケル	×
13	六価クロム化合物	×	42	ニッケル化合物	×
14	クロルピクリン	×	43	二硫化炭素	×
15	クロロホルム	×	44	砒素及びその無機化合物	×
16	酢酸エチル	×	45	PCB	×
17	酢酸ブチル	×	46	ピリジン	×
18	酢酸メチル	×	47	フェノール	×
19	酸化エチレン	×	48	ふっ化水素及びその水溶性塩	×
20	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く)	×	49	ヘキササン	×
21	四塩化炭素	×	50	ベンゼン	×
22	1, 2-ジクロロエタン	×	51	ホルムアルデヒド	×
23	1, 1-ジクロロエチレン	×	52	マンガン及びその化合物	×
24	1, 2-ジクロロエチレン	×	53	メタノール	×
25	1, 3-ジクロロプロペン	×	54	メチルイソブチルケトン	×
26	ジクロロメタン	×	55	メチルエチルケトン	×
27	シマジン	×	56	有機燐化合物 (EPN)	×
28	臭化メチル	×	57	硫酸	×
29	硝酸	×	58	ほう素及びその化合物	×
			59	1, 4-ジオキサン	×

◎ 以下の項目について変更があれば、二重線で訂正をお願いします。

工場名称	株式会社 夫田製作所—蒲田工場 大田工業 本社工場	『弊社記載者名』 (ご担当者名)
工場経営者名 <small>(法人にあっては、 法人名及び代表者名)</small>	株式会社 夫田製作所 大田工業 代表取締役 夫田 太郎 大田 梅子	大田 一郎
経営者住所 <small>(法人にあっては、 法人所在地)</small>	144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号	
工場連絡先 <small>(電話番号)</small>	5744-1369 5744-1367	

(3) 御社の「記載者名」  
(ご担当者名)を  
記入して下さい。

# 《 参 考 》

## ・ 条例に基づく手続きについて

工場の認可・認定後も手続きが必要な場合がございます。その中でも、条例に基づく代表的な手続きについてご案内いたします。

### 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく代表的な手続き

事 項	手続名称	期 限
工場を設置しようとするとき ※ 移転、建替の場合も該当します	工場(設置・変更)認可 申請書	設置を計画したとき (すみやかに)
認可を受けた工場の施設や作業の内容などを変更したり設備を増設するとき		変更を計画したとき (すみやかに)
適正管理化学物質を年間 100kg 以上取り扱っているとき	適正管理化学物質 使用 量等報告書	毎年。前年度の内容について 4 月～6 月末の間に提出。
適正管理化学物質を年間 100kg 以上取り扱っており、事業所の従業員(正社員)数が 21 人以上であるとき	化学物質管理方法書	左記に該当したとき (すみやかに) 内容が変更された場合にはその都度
工場の名称、代表者、事務所の所在地が変わったとき	氏名等変更届出書	変更の日から 30 日以内
工場の譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があったとき	承継届出書	承継の日から 30 日以内
工場を廃止したとき	廃止届出書	廃止の日から 30 日以内

上記の申請書等の書式は、大田区のホームページでダウンロードできます。

(<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/kankyou>)

その他の申請書等及びホームページを利用できない場合は、環境対策課(03-5744-1369)までお問い合わせください。なお、提出部数は正副2部です。